

DanceStudio IMAZEKI ～For Your Place～ 会則

第1条「名称・目的」

本スタジオの名称は「DanceStudio IMAZEKI ～For Your Place～」(以下、「本スタジオ」という)と称する。

本スタジオは、本スタジオの会員が、スタジオ内の施設を利用してダンスを通じ、心身の健康維持・増進、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第2条「所在地」

本スタジオの施設は、千葉県大網白里市富田 889-3 大網開発二階に置くものとします。

第3条「入会資格」

本スタジオに入会できる方は、会則を承認し入会を希望する方とします。また、次の場合は入会することが出来ません。

- 1.暴力団関係者。
- 2.刺青のある方。(但し、本スタジオが別途定める基準に準じて認めた場合は除く)
- 3.本スタジオが他の会員に迷惑をかける恐れがある、その他好ましくないと判断した方。

第4条「入会の手続き」

本スタジオを利用する方は、本スタジオ会則を承認の上、所定の申込み書類により入会の申込み手続を行って本スタジオ会員になっていただきます。

第5条「諸会費・諸料金の支払い」

- 1.レッスン代は現金持参払いのみとなります。
- 2.回数券、レッスンポイント券の払い戻しは如何なる理由に於いてもいたしません。
- 3.諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等はスタジオが別途これを定めます。
- 4.利用回数の有無にかかわらず残っているレッスンポイントは第三者に譲渡する事は出来ません。
5. 本スタジオの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、レッスンポイント、回数券の改廃もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、館内掲示等において告示するものとします。
6. キャンセル料は原則徴収しませんが当日・無届キャンセルはレッスン料の 100%相当のレッスンポイントを申し受けます。

第 6 条「会員除名」

会員が次の各号のいずれかに該当した場合スタジオは会員資格停止処分または除名処分等の処分をなすことができます。

- 1.本会則、その他スタジオが定める諸規則に違反したとき。
- 2.本スタジオの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- 3.諸会費、諸料金の支払いを怠ったとき。
- 4.入会に際してスタジオに虚偽の申告をしたとき。
- 5.会社が本スタジオの会員としてふさわしくないと判断したとき。
- 6.他の会員に対する迷惑行為、本スタジオの運営に支障を与えるような行為をしたとき。
- 7.第 15 条各号の禁止行為を行ったとき。
- 8.その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

第 7 条(会員資格喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- 1.第 6 条により除名されたとき。
- 2.会員本人が死亡したとき。
- 3.第 18 条により本スタジオを閉業したとき。

第 8 条(会員資格の譲渡、貸与)

会員は、如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡または貸与することはできません。

第 9 条(諸手続き)

会員が入会申込書に記載した内容に変更があった場合(住所変更等)は速やかに変更手続きを完了しなければなりません。

第 10 条(諸規則の厳守)

会員は本スタジオ施設利用に際して、スタジオが別途定める規則、注意事項を厳守し本スタジオ係員の指示に従っていただきます。

第 11 条(入場禁止・退場)

本スタジオは入場者が下記の各号の一つに該当する場合は、その会員の本施設への入場禁止及び退場を命じることができます。

- 1.感染症及び感染性のある皮膚病の方。(但し、スタジオが別途定める基準に準じて認めた場合は除く)
- 2.暴力団関係者。

- 3.刺青のある方。(但し、スタジオが別途定める基準に準じて認めた場合は除く)
- 4..酒気を帯びているとき。
- 5.健康状態を害しており運動することが好ましくないと判断されるとき。
- 6.他の施設利用者に迷惑をかけると判断されるとき。
- 7.正当な理由なく本スタジオの係員の指示に従わないとき。

第 12 条(損害賠償)

- 1.本スタジオの施設利用(駐車場も含む)に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故についてはスタジオは一切損害賠償の責を負いません。会員が同伴したビジターについても同様とします。但し、スタジオの調査によりスタジオに過失があると認められた場合には、スタジオは一定の補償をするものとします。
- 2.会員が本スタジオの施設利用(駐車場も含む)に際してスタジオまたは第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。会員が同伴したビジターについては、同伴した会員が該当ビジターと連帯して損害賠償の責に任じるものとします。

第 13 条(盗難)

会員が本スタジオの利用に際して生じた盗難については、スタジオは一切損害賠償の責を負いません。但し、所定の方法により貴重品としてスタジオに預けた場合は除きます。

第 14 条(紛失物・忘れ物・放置物)

- 1.会員が本スタジオの利用に際して生じた紛失については、スタジオは一切損害賠償・補償等の責を負いません。
- 2.忘れ物・放置物については、原則として1ヶ月間保管した後、処理させていただきます。

第 15 条(禁止事項)

- 1.許可なくスタジオ内を撮影すること。
- 2.許可なく本スタジオにおいて物品の売買や営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)をすること。※特にダンス関係
- 3.他人を誹謗、中傷すること。
- 4.他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- 5.痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
- 6.施設内に落書きや造作をすること。
- 7.危険物を館内に持ち込むこと。
- 8.ダンスフロアでの喫煙。

- 9.スタジオ従業員の業務を妨げる行為。
- 10.他人へのストーカー行為。
- 11.他人の施設利用を妨げる行為。
- 12.本施設の器具、備品の損壊や備え付け備品の持ち出しをすること
- 13.他人のレッスンを見学し後追いレッスンをする行為
- 14.会員同士でレッスンをする事(有料無料を問わず。)
- 15.その他、本条各号に準じる行為。

第 16 条(営業時間)

営業時間は別途定めます。但し、臨時に時間を変更する場合は原則として2週間前に施設内に掲示いたします。

第 17 条(休館)

- 1.本スタジオは別途予め指定する期間を年次休館とするほか、施設点検日を定期休館とします。
- 2.前号の休館のほか本スタジオは、館内改装、施設の改造または修理、その他の工事の場合、気象、災害等により営業が不可能と会社が判断した場合は、休館とさせて頂きます。

第 18 条(スタジオの閉業)

次の理由により、本スタジオの閉業をすることがあります。

- 1.気象、災害等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断した場合。
- 2.経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

第 19 条(ビジター)

会員は会員が同伴した会員以外のお客様(以下ビジターという)に施設をご利用いただくことができます。尚、ご利用に関しては同伴してきた会員の資格に準じ、ビジターについても会則は適用されます。

第 20 条(個人情報の取り扱い)

1. 個人情報は、当スタジオの名簿管理以外に利用いたしません。
2. 個人情報は、いかなる事があっても外部に公開いたしません。

第 21 条(会則の改訂)

スタジオは必要と認められた場合、本会則の改訂を行うことができます。尚、改定内容は全会員に適用されるものとします。

附則

本会則は、2013 年 3 月 7 日より施行いたします。

DanceStudio IMAZEKI ～For Your Place～会則より、抜粋

第5条「諸会費・諸料金の支払い」

1. レッスン代は現金持参払いのみとなります。
2. 回数券、レッスンポイント券の払い戻しは如何なる理由に於いてもいたしません。
3. 諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等はスタジオが別途これを定めます。
4. 利用回数の有無にかかわらず残っているレッスンポイントは第三者に譲渡する事は出来ません。
5. 本スタジオの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、レッスンポイント、回数券の改廃もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、館内掲示等において告示するものとします。
6. キャンセル料は原則徴収しませんが当日・無届キャンセルはレッスン料の100%相当のレッスンポイントを申し受けます。

第15条(禁止事項)

1. 許可なくスタジオ内を撮影すること。
2. 許可なく本スタジオにおいて物品の売買や営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)をすること。※特にダンス関係
3. 他人を誹謗、中傷すること。
4. 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
5. 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
6. 施設内に落書きや造作をすること。
7. 危険物を館内に持ち込むこと。
8. ダンスフロアでの喫煙。
9. スタジオ従業員の業務を妨げる行為。
10. 他人へのストーカー行為。
11. 他人の施設利用を妨げる行為。
12. 本施設の器具、備品の損壊や備え付け備品の持ち出しをすること
13. 他人のレッスンを見学し後追いレッスンをする行為
14. 会員同士でレッスンをする事(有料無料を問わず。)